

# 所得税の税収構造の要因分解による 実証分析

— 所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算 —<sup>1)</sup>

## Empirical Analysis of the Structure of Income Tax Revenue

上 村 敏 之

This article employs a new approach that subdivides the data classified by income classes and totalized to some extent so that the determinants of revenue from income taxes are enumerated. As a first practical exercise, I estimate tax revenue losses in several income deduction categories. Furthermore, for a tax revenue loss per salaried worker, I find a reversed income distribution effect such that larger subsidy payments lead to a higher income group of salaried workers. As a second practical exercise, I estimate tax revenue gains are achieved when one percent of the marginal income tax rate increases for the existing six stages.

Toshiyuki Uemura

JEL : H23, H24

キーワード : 所得税、税収、所得控除、税率

Keywords : income tax, revenue, income deduction, tax rate

### 1. はじめに

所得税の税収には様々な決定要因がある。特に税収予測を行う場合には、それらの決定要因をあらかじめ特定化し、分解してゆくことが必要となる。このとき、どのようなレベルのデータを用いて税収予測が行われるかが重要である。

1) 本稿の作成にあたっては、財団法人関西社会経済研究所（現一般財団法人アジア太平洋研究所）「税財政研究会（2011年度）」において、橋本恭之先生（関西大学教授）、日高政浩先生（大阪学院大学教授）をはじめとするメンバーから貴重な助言を頂いた。ここに記して感謝したい。

マクロの税収を予測する場合、時系列データが頻繁に使われる。税収弾性値の推計も、税収の時系列データが用いられるのが一般的である<sup>2)</sup>。しかしながら時系列データによる推計では、景気変動のみならず、納税者数の変動、納税者の家族構成や所得分布の変動、物価変動、税制改革の動きを正確に分解することが難しい。

そこで、マクロレベルの時系列データよりも、ミクロレベルのデータを用い、税収の決定要因を分解することが考えられる。日本では、総務省『全国消費実態調査』などの個票データを用いたマイクロ・シミュレーションによって税収予測を行うことが検討できるかもしれない。

しかしながら日本の個票データは、利用に厳しい制限があるだけでなく、データがすべての家計を網羅するわけではない。つまり、個票データの集計がマクロに直結しておらず、この意味でマクロの税収予測という目的には合わない。精度の高い税収予測を行うならば、理想的にはすべての家計を網羅した全数個票データが必要となる。

上村・青木(2009)が紹介しているように、アメリカの連邦政府では、所得税の申告書の個票データを利用し、税収予測が行われている。アメリカでは、ほとんどの家計が申告納税を行うため、その個票データを使うことによって、精度の高い税収予測が可能となる。アメリカでは地方政府レベルでも、個票データを用いた税収予測が行われていることがある<sup>3)</sup>。

ところが日本では、国税庁が収集している申告書データを税収予測といった用途に使うことができない。申告書データは納税のために収集されるのであって、税収予測を行うことが想定されていないというのが理由である。少なくとも現時点では、国税庁の申告書データを税収予測に利用できない。そのために、政府が行う税収予測でも、申告書データではなく、税収の時系列データが使われることが多い。

日本において、申告書の個票データを用いることができないならば、ある

---

2) 近年の税収予測については橋本・呉(2008)を参照。橋本・呉(2008)は所得税と個人住民税に関して、所得分布を用いた税収予測を行っている。

3) 上村(2010)を参照。

程度は集計されたデータを用いることを受け入れなければならない。その際、候補となるのが、国税庁『民間給与実態統計調査結果』と国税庁『申告所得税標本調査結果』である。これらのデータは、収入階級別に集計されているものの、所得税制や納税者に関するデータとしては充実している。

そこで本稿は、国税庁『民間給与実態統計調査結果』を用い、国税の所得税の税収の決定要因を分解する新たなアプローチを展開する。新アプローチとしているのは、ある程度集計された所得階級別データを細分化するという方法を提案するからである。

新アプローチは、次の二段階で計算される。第一に、ある程度集計された所得階級データを、所得税制のルールにしたがって細分化し、その細分化されたデータに対して所得税制を適用して、給与階級ごとの税収を再現する。第二に、税収が再現できたならば、所得控除や税率構造の変更をシミュレートし、所得控除や税率構造がどの給与階級から税収をもたらしているかを分析できる。

この新アプローチによれば、過去の所得税改革、所得分布の変化、賃金上昇率の変化などが、税収にもたらした影響についても分析できる。さらに、仮想的な所得税制を想定し、その所得税制がどれほどの税収をもたらすのか、またはどのような所得再分配効果をもつのかについても分析できる。

新アプローチの特徴は、ある程度集計されたデータを細分化することでミクロの個票データを創り出し、その仮想的な個票データに対して所得税制を適用することでマクロの税収の試算結果を得ることにある。このモデルでは、ミクロとマクロが完全に一致するため、問題意識に応じて様々な角度から分析が可能となる。

本稿は1つ目の応用例として、所得控除による減収額を試算する。所得控除による減収額の試算には上村(2008)がある<sup>4)</sup>。上村(2008)は、国税庁『民間給与実態統計調査結果』と『申告所得税標本調査結果』を用いて、所得控除による減収額を租税支出としてとらえて試算している。しかしながら、給与階級ごとに1つの代表的家計を想定した試算となっており、給与階級内部の世帯属性

4) 課税ベースの視点から所得税を分析した研究には、森信・前川(2001)と望月・野村・深江(2010)がある。また、税収の減収額の試算したものに、橋本(2002)、鈴木(2011)、日高(2011)がある。

が考慮されていない。そのために、測定上の誤差の発生を回避できていない。

さらに、2 つ目の応用例として、所得税の限界税率の税率引き上げによる増収額の試算を行う。給与階級ごとの税負担増も計算する。これによって、どの限界税率の操作によって増収をどの程度見込むことができるか、さらには所得再分配効果がどのようになるのかを計算できる<sup>5)</sup>。

本稿では、以上の先行研究の弱点を克服する新アプローチによって、所得税における所得控除の減収額を試算する。本稿の構成は次の通りである。第 2 節では基準ケースの計算を行う。第 3 節では所得控除による税収ロスを試算するシミュレーション分析を行う。第 4 節では限界税率の税率引き上げによる増収額と税負担増を試算するシミュレーション分析を行う。第 5 節では本稿の内容をまとめ、今後の課題について指摘する。

## 2. 基準ケースの計算

シミュレーションを実施するには、基準ケースを定めなければならない。基準ケースを構築するため、2010 年の国税庁『民間給与実態統計調査』を基礎データとして採用する。表 1 にあるように、給与階級は 12 に区分されている。なお、2,000 万円を超える給与所得者は、申告納税の対象となるために、『民間給与実態統計調査』には網羅されていない。

表 1 には、各給与階級の給与所得者数と税額も掲載されている。図 1 には給与所得者数の分布を図示した。各給与階級の給与所得者が給与所得者数だけ存在し、税額だけの所得税を負担している。本稿の新アプローチでは、所得税制の仕組みを用いて、各給与階級の「税額」の再現を目指す。

具体的な作業は以下の通りである。『民間給与実態統計調査』には、各控除の対象者数も記載されている。表 1 には、一般配偶者控除の対象者数も例示として転載した。このデータを用いれば、各給与階級の「給与所得者数」を、控除利用者と控除未利用者に分割できる。

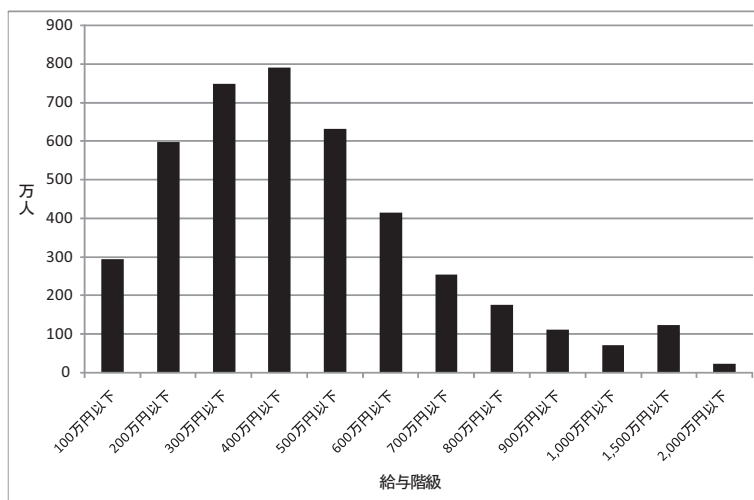
たとえば表 1 を参照しながら、「600 万円以下」の給与階級を例としよう。

5) 所得税の再分配効果に関する数量分析は、林(1995)、跡田・橋本・前川・吉田(1999)など多くの研究がある。

表 1 給与階級と給与所得者数 (1) (2010 年)

	給与階級	給与所得者数 (人)	給与額(百万円)	税額(百万円)	一般配偶者控除対象 配偶者数(人)
1	100万円以下	2,936,943	2,414,222	0	102,609
2	200万円以下	5,979,587	8,856,399	66,874	440,626
3	300万円以下	7,483,519	18,902,376	261,027	951,652
4	400万円以下	7,906,171	27,656,330	431,573	1,586,275
5	500万円以下	6,316,348	28,259,146	496,367	1,885,262
6	600万円以下	4,146,858	22,728,882	475,493	1,562,880
7	700万円以下	2,548,406	16,494,597	407,811	1,145,629
8	800万円以下	1,759,794	13,130,203	435,630	909,764
9	900万円以下	1,131,492	9,580,047	432,228	623,486
10	1,000万円以下	719,590	6,823,355	377,737	426,578
11	1,500万円以下	1,239,974	14,632,408	1,199,220	753,204
12	2,000万円以下	236,264	4,030,427	561,758	137,938
	合計	42,404,946	173,508,392	5,145,718	10,525,903

図 1 給与所得者数 (2010 年)



この給与階級の「給与所得者数」は 4,146,858 人である。一般配偶者控除の対象配偶者数は 1,562,880 人である。したがって、一般配偶者控除の利用者数は 1,562,880 人、未利用者数は両者を差し引いた 2,583,978 人となる。

他の所得控除についても、利用者数と未利用者数を分離できる。この方法に

よって、各階級の「給与所得者数」を、それぞれの控除の利用者数と未利用者数で分解してゆく。この一連の作業によって、各階級に、所得控除の利用と未利用という属性をもつ、複数の給与所得者のデータを生成できる。このような控除利用形態は、給与所得者の家計属性を表現できると考えられる。

表 2 には、本稿の分析対象となる各種控除を掲げている。基礎控除はすべての給与所得者に適用されるため、未利用者は存在しない。その他の 20 の控除については、利用と未利用によって 2 通りに分解できる。すなわち、この方法による給与所得者の控除利用の組み合わせ数は、給与階級  $12 \times 2^{20} = 12,582,912$  通りとなる。数字上は、各給与階級に 1,048,576 通り (= 12,582,912 通り ÷ 12) の控除利用の組み合わせをもつ給与所得者が存在することになる。

ただし、所得控除のなかには、他の所得控除の利用が条件となって利用可能となるものも多い。たとえば、表 2 にあるように、「同居特別障害配偶者控除(上乘せ分)」の利用は、「一般配偶者控除」の利用が条件となる。表 2 の備考

表 2 分析対象の各種控除 (2010 年税制)

	控除名	金額 ( ) 内は総額	備考
0	基礎控除	38 万円	全給与所得者に適用
1	一般配偶者控除	38 万円	
2	同居特別障害配偶者控除(上乘せ分)	25 万円 (63 万円)	(1) 利用が条件
3	老人配偶者控除(上乘せ分)	10 万円 (48 万円)	(1) 利用が条件
4	同居障害老人配偶者控除(上乘せ分)	45 万円 (83 万円)	(1) 利用が条件
5	社会保険料控除	全額	
6	配偶者特別控除	最大 38 万円	(1) 利用が条件
7	一般扶養控除	38 万円	
8	特定扶養控除(上乘せ分)	25 万円 (63 万円)	(7) 利用が条件
9	同居老人扶養控除(上乘せ分)	20 万円 (58 万円)	(7) 利用が条件
10	その他老人扶養控除(上乘せ分)	10 万円 (48 万円)	(7) 利用が条件
11	同居障害者扶養控除(上乘せ分)	35 万円 (73 万円)	(7) 利用が条件
12	障害者控除	27 万円	
13	特別障害者控除(上乘せ分)	13 万円 (40 万円)	(12) 利用が条件
14	寡婦(寡夫)控除	27 万円	
15	特別寡婦控除	8 万円 (35 万円)	(14) 利用が条件
16	勤労学生控除	27 万円	
17	小規模企業共済等掛金控除		
18	生命保険料控除		
19	地震保険料控除		
20	住宅借入金特別控除		税額控除

には、条件付きとなる所得控除を示している。これらの条件付き所得控除の存在を考慮するならば、先の控除利用の組み合わせの数は減少する。

また、所得税制によって一定の控除金額が決まっていない控除がある。たとえば「社会保険料控除」「生命保険料控除」「住宅取得税額控除」がその例である。これらの控除には、給与所得者によって適用する金額に差がある。

そこで、このような特徴をもつ控除に関しては、控除利用者が平均的な控除金額を利用していると想定する。たとえば表3には、各階級の「社会保険料控除」を利用している人員数「社会保険料控除人員」と金額「社会保険料金額」が示されている。「600万円以下」の階級の給与所得者数は4,146,858人で、「社会保険料控除人員」は4,032,189人である。「社会保険料金額」は2,795,449百万円であるから、「社会保険料金額」÷「社会保険料控除人員」より、利用者は平均で693,283円の「社会保険料控除」を利用している。他の控除金額が所得税制によって決まっていない控除についても、同様に平均金額を適用した。

以上のような多様な属性をもつ給与所得者のデータを生成し、このデータに所得税制を適用することで、税額を計算する。所得税制の計算の流れは表4の通りである。

すなわち、給与収入のデータを与え、給与所得者の控除利用の組み合わせに

表3 給与階級と給与所得者数(2)(2010年)

	給与階級	給与所得者数 (人)(再掲)	社会保険料控除人員 (人)	社会保険料控除金額 (百万円)
1	100万円以下	2,936,943	852,734	30,366
2	200万円以下	5,979,587	4,486,750	752,245
3	300万円以下	7,483,519	6,948,327	2,232,271
4	400万円以下	7,906,171	7,604,850	3,404,262
5	500万円以下	6,316,348	6,127,344	3,483,879
6	600万円以下	4,146,858	4,032,189	2,795,449
7	700万円以下	2,548,406	2,497,578	2,048,031
8	800万円以下	1,759,794	1,723,777	1,605,553
9	900万円以下	1,131,492	1,108,134	1,128,597
10	1,000万円以下	719,590	701,540	777,364
11	1,500万円以下	1,239,974	1,205,042	1,425,659
12	2,000万円以下	236,264	229,898	298,960
	合計	42,404,946	37,518,163	19,982,636

表 4 所得税の納付税額の計算の流れ

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1) 給与収入-給与所得控除=給与所得              |
| 2) 給与所得-各種所得控除(家計属性によって異なる)=課税所得 |
| 3) 課税所得×超過累進税率=算出税額              |
| 4) 算出税額-税額控除=納付税額                |

よって、所得控除と税額控除の金額を適用すれば、その給与所得者が負担する所得税額を計算できる。そこで、各給与階級の給与所得者に給与収入のデータを与える必要がある。

しかしながら残念だが、生成された個々の給与所得者がどの程度の給与収入をもっているのかは判明しない。だが、表 1 にあるように、『民間給与実態調査』には、各階級の「給与額」が掲載されている。そこで、各給与階級で「給与額」÷「給与所得者数」から平均給与収入を得て、その平均給与収入をひとまず各給与階級の給与所得者の給与収入の金額とする。

各給与階級の平均給与収入を所与として、控除利用の組み合わせを反映しつつ、所得税制を適用するならば、各給与階級の所得税収が計算できる。ところが、ここで得られた各給与階級の所得税収は、表 1 にある各給与階級の「税額」に合致しない。

生成された給与所得者のデータが、現実の給与所得者のデータに完全に合致しないことが最大の理由である。そこで、各給与階級の平均給与収入を増額もしくは減額して調整することで、各給与階級で計算された所得税収を表 1 の「税額」完全に一致させる<sup>6)</sup>。

以上の作業で基準ケースのモデルを設定できた。次節では、基準ケースのモデルを用いて、(1) 所得控除の税収ロス、(2) 限界税率の税率引き上げによる増収額を試算するシミュレーション分析を実施する。

### 3. シミュレーション分析(1)：所得控除の税収ロスの試算

前節で作成した基準ケースのモデルを用い、本節ではシミュレーション分析

6) ただし、この作業による調整は、最大でも 5%程度の平均給与収入の増減であり、大きくデータを変えるものではなかった。



を行う。本稿のモデルは、様々なシミュレーションを行うことができるが、本節では所得控除を分析対象とする。

具体的には、いくつかの所得控除を廃止した場合、どの程度、税収が増加するかを試算する。逆にいえば、それらの所得控除は、どの程度、税収ロスを発生しているか。もしくは、給与所得者に対して税の減免による補助金を支給しているか。このような試算を行う。

シミュレーション分析の手順は以下の通りである。まず、基準ケースで得た「税額」を一致させる給与と収入データをはじめ、ほとんどのデータは基準データと同じとする。ただし、唯一、分析対象となる所得控除については、控除金額をゼロに置き換える。このことで、各階級の税収を計算すれば、試算結果は基準ケースよりも増収となる。基準ケースの税収と試算結果の税収の差が、所得控除による税収ロスだと考えられる。

所得控除による税収ロス＝基準ケースの「税額」－シミュレーション分析による税額

表5には本稿の分析対象とした所得控除を掲げている。シミュレーション分析では、これらの所得控除の利用がゼロであった場合の税収を計算することで、各所得控除の税収ロスを試算した。ただし以下は、給与所得者に限定した試算である。

分析結果は表6、表7、図2、図3に示した通りである。表6には、所得控除による税収ロスが示されている。税収ロスの大きさは、最大が「社会保険料控除」であり、「一般扶養控除」、「一般配偶者控除」、「特定扶養控除（上乗せ分）」の順番である。図1に同じ結果を図示している。

表5 分析対象とした所得控除の概要（平成20年税制）

社会保険料控除	社会保険料の支払い額の全額を所得控除
一般配偶者控除	控除対象配偶者に対して38万円を所得控除
一般扶養者控除	控除対象扶養親族に対して38万円を所得控除
特定扶養者控除 （上乗せ分）	控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族に対して上乗せ分として25万円を所得控除

表 7 は、表 6 の税収ロスを給与所得者 1 人あたりで示したものである。図 3 に同じ結果を図示している。表 7 もしくは図 3 によれば、所得控除は高い給与収入になるほど給与所得者 1 人あたりの税収ロスが大きいことが分かる。このことは所得控除が、高所得層に対して相対的に大きな補助金を支給する逆の所得再分配効果に他ならない。これには、高所得層ほど所得税の限界税率が高

表 6 所得控除による税収ロス (単位：億円/年) (2010 年)

給与階級	社会保険料控除	一般配偶者控除	一般扶養者控除	特定扶養者控除 (上乗せ部分)
100 万円以下	0	0	0	0
200 万円以下	302	55	80	1
300 万円以下	1,087	180	365	36
400 万円以下	1,609	294	664	59
500 万円以下	2,505	376	934	66
600 万円以下	2,756	520	1,310	127
700 万円以下	3,025	454	1,181	138
800 万円以下	3,482	685	1,394	171
900 万円以下	2,562	543	975	180
1,000 万円以下	1,940	409	682	132
1,500 万円以下	3,677	695	1,149	250
2,000 万円以下	1,096	196	329	66
合計	24,042	4,407	9,064	1,225
単位	億円	億円	億円	億円

表 7 給与所得者 1 人あたり所得控除による税収ロス (単位：円/年) (2010 年)

給与階級	社会保険料控除	一般配偶者控除	一般扶養者控除	特定扶養者控除 (上乗せ部分)
100 万円以下	0	0	0	0
200 万円以下	5,054	916	1,342	12
300 万円以下	14,521	2,402	4,875	479
400 万円以下	20,356	3,715	8,397	749
500 万円以下	39,663	5,959	14,784	1,037
600 万円以下	66,472	12,550	31,603	3,063
700 万円以下	116,584	17,489	45,506	5,322
800 万円以下	177,032	34,847	70,897	8,692
900 万円以下	199,375	42,247	75,877	14,023
1,000 万円以下	216,068	45,546	75,995	14,748
1,500 万円以下	247,890	46,863	77,454	16,829
2,000 万円以下	417,653	74,572	125,400	25,023
平均	55,578	10,187	20,953	2,833
単位	円	円	円	円

図2 所得控除による所得税収の減収額（単位：億円/年）（2010年）

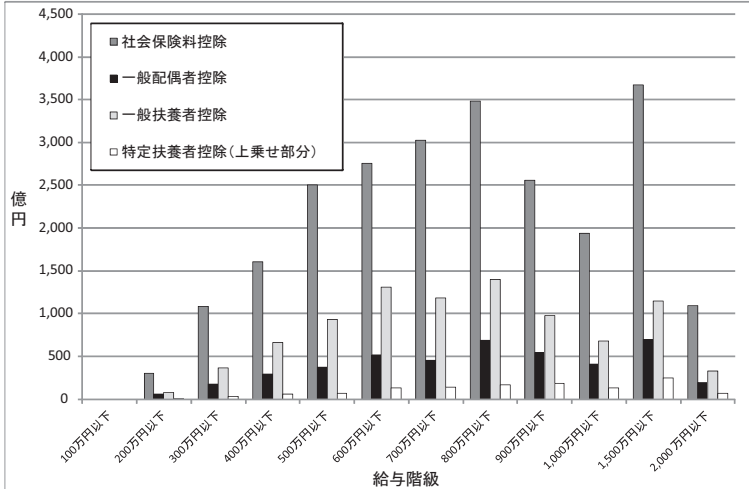
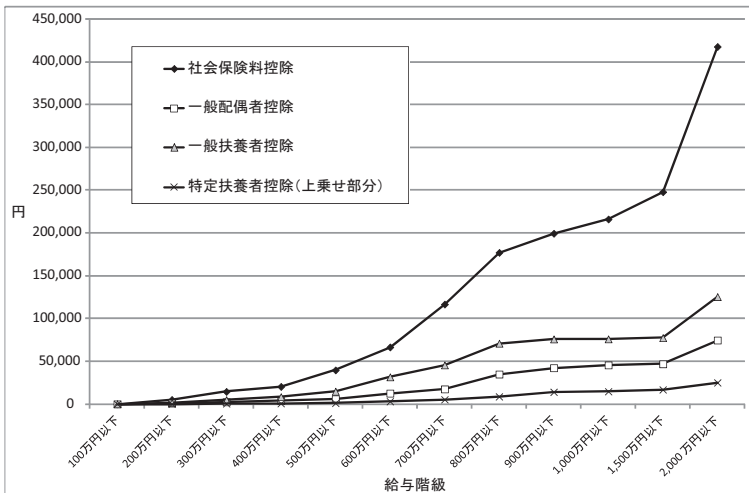


図3 給与所得者1人あたり所得控除による所得税収の減収額  
（単位：円/年）（2010年）



くなることが背景にある。

ただし、所得控除によっては、高所得層への補助金の度合い、もしくは所得再分配効果が異なっている。社会保険料控除がもつ逆の所得再分配効果は大きい、特定扶養控除（上乘せ分）の逆の所得再分配効果は大きくない。

#### 4. シミュレーション分析 (2)：税率引き上げによる増収額の試算

続いて本節では、所得税の税率引き上げによる増収額の試算を行う。所得税制では、表 8 のように 6 段階の限界税率が決められている。給与所得の区分ごとに、適用される限界税率は異なる。本稿では便宜的に、低い限界税率から順番に、「第 1 限界税率」、「第 2 限界税率」、……、「第 5 限界税率」のように名前をつけておこう。

ここで、所得税は超過累進構造をもつことに注意しなければならない。たとえば 1,000 万円以上の給与所得をもつ給与所得者に適用される限界税率は、33%だけではなく、5%から 33%までの限界税率が適用される。

したがって、第 1 限界税率 5%の税率を引き上げたとしても、その効果は高い給与所得をもつ給与所得者にも及ぶことになる。ここでは、各段階の限界税率を 1%ポイントだけ引き上げたときに、どの程度の増収が見込まれるかを試算する。前述の基本モデルに対して、税率の変更を組み込めば、税率引き上げによる増収を得ることができる。

表 9 は試算結果を示したものである。増収額の規模は、第 1 限界税率がもつとも大きく、第 4 および第 5 限界税率がもつとも小さい。第 1 限界税率の税率 1%ポイントの引き上げは、「100 万円以下」を除くすべての給与階級から増

表 8 所得税制の限界税率 (2010 年)

	課税所得の区分	限界税率
第 1 限界税率	195 万円以下	5%
第 2 限界税率	195 万円超～ 330 万円以下	10%
第 3 限界税率	330 万円超～ 695 万円以下	20%
第 4 限界税率	695 万円超～ 900 万円超	23%
第 5 限界税率	900 万円超～ 1,800 万円まで	33%
第 6 限界税率	1,800 万円超	40%

表9 税率1%ポイント引き上げによる増収額（単位：億円/年）（2010年）

給与階級	第1限界税率	第2限界税率	第3限界税率	第4限界税率	第5限界税率
100万円以下	0	0	0	0	0
200万円以下	134	0	0	0	0
300万円以下	522	0	0	0	0
400万円以下	864	0	0	0	0
500万円以下	963	29	0	0	0
600万円以下	748	156	0	0	0
700万円以下	503	233	2	0	0
800万円以下	383	255	32	0	0
900万円以下	251	173	91	0	0
1,000万円以下	175	121	103	0	0
1,500万円以下	289	200	459	3	0
2,000万円以下	51	35	96	54	59
合計	4,883	1,204	783	56	59
単位	億円	億円	億円	億円	億円

収を得ることができる。しかし、第2限界税率の税率1%ポイントの引き上げになれば、「500万円以下」以降の給与階級からの増収となる。

さらに、第3限界税率の税率1%ポイントの引き上げは「700万円以下」以降、第4限界税率の税率1%ポイントの引き上げは「1,500万円以下」以降、第5限界税率の税率1%ポイントの引き上げになれば「2,000万円以下」以降の増収に限定される<sup>7)</sup>。この結果は図4にも図示した。

また、同じ試算結果を給与所得者1人あたりの負担増として示したものが表10である。第1限界税率の税率1%ポイントの引き上げは、「800万円以下」まで負担増は増えてゆくが、「900万円以下」以降の給与階級で負担増は一定となる。第2限界税率の税率1%ポイントの引き上げは、第1限界税率の税率1%ポイントの引き上げに比べ、負担増は大きくない。第3限界税率の税率1%ポイントの引き上げについては、「1,500万円以下」や「2,000万円以下」の高い給与階級で大きな負担増となる。この結果は図5にも図示している。

以上の分析結果より、所得税の税収を増やすには、第1限界税率の税率引き

7) 第6限界税率の1%引き上げも実施したものの、給与階級の最高区分が「2,000万円以下」であることもあり、増収の試算を得ることができなかった。そのため、本稿の結果からは省略している。

上げがもっとも適しており、第 1 限界税率の税率引き上げによる税収調達能力は高い。しかしながら、ほとんどの給与階級において負担増となる。

一方、第 4 または第 5 限界税率の税率引き上げは、高い給与階級の給与所得者に負担増を限定できるものの、税収調達能力が低いというジレンマがある。

図 4 税率 1%ポイント引き上げによる増収額 (単位: 億円/年) (2010 年)

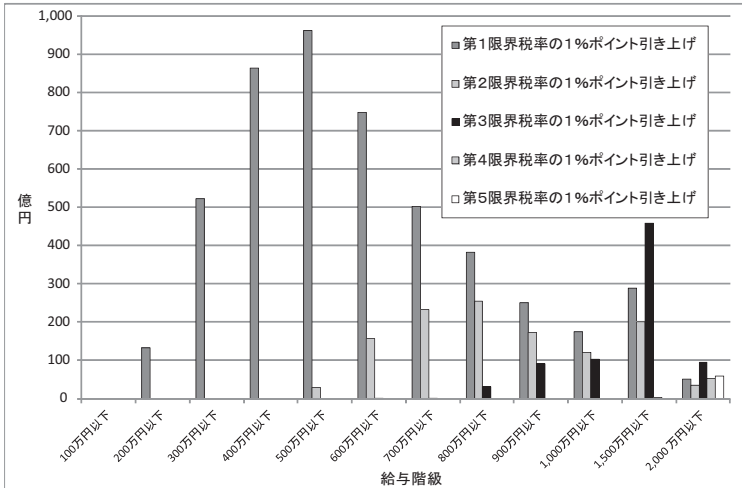
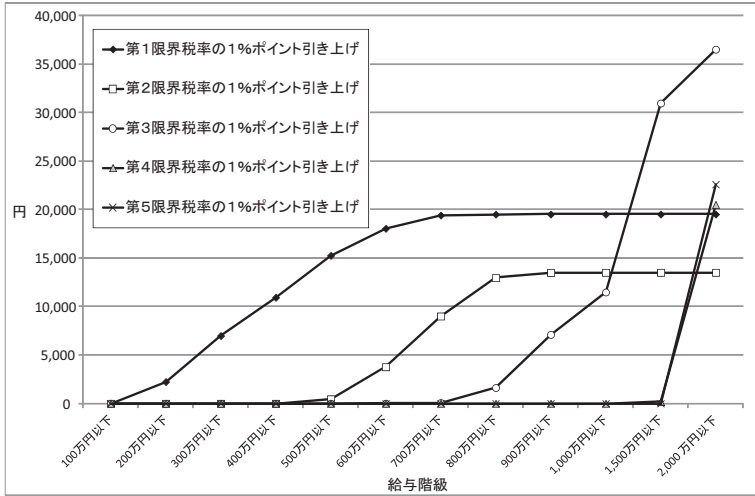


表 10 税率引き上げによる給与所得者 1 人あたりの負担増 (単位: 円/年) (2010 年)

給与階級	第1限界税率	第2限界税率	第3限界税率	第4限界税率	第5限界税率
100万円以下	0	0	0	0	0
200万円以下	2,237	0	0	0	0
300万円以下	6,977	0	0	0	0
400万円以下	10,926	0	0	0	0
500万円以下	15,245	464	0	0	0
600万円以下	18,034	3,768	5	0	0
700万円以下	19,395	8,999	74	0	0
800万円以下	19,494	12,953	1,625	0	0
900万円以下	19,500	13,487	7,100	0	0
1,000万円以下	19,500	13,499	11,473	0	0
1,500万円以下	19,500	13,500	30,950	173	0
2,000万円以下	19,500	13,500	36,500	20,500	22,588
合計	11,288	2,783	1,811	130	137
単位	億円	億円	億円	億円	億円

図5 税率引き上げによる給与所得者1人あたりの負担増(単位:円/年)(2010年)



また、第3限界税率の税率引き上げは、第4もしくは第5限界税率の税率引き上げよりも、高い給与階級の給与所得者に負担増を強いる。

## 5. むすび

本稿は、所得税の税収構造を分解する新しいアプローチを提示した。通常、税収の分析は、マクロレベルの時系列データが用いられることが多いが、マクロの時系列データは様々な要因を分解することが困難である。個票データが税収予測に利用できればよいが、すべての家計を網羅した個票データは存在しない。

新アプローチによれば、ある程度集計された所得階級データである国税庁『民間給与と実態統計調査結果』と所得税制の性質を利用し、税収構造の決定要因を分解できる。この手法によれば、所得税の税収を決定する様々な要因について、その要因がもたらす影響を税収によって測定することができる。

本稿では、第一の応用例として、いくつかの所得控除がもつ税収ロスを試算した。試算した所得控除のなかでは、「社会保険料控除」、「一般扶養控除」、

「一般配偶者控除」、「特定扶養控除（上乘せ分）」の順番で税収ロスが大きい。また、給与所得者 1 人あたりの税収ロスは、高所得層ほど所得控除による補助金が大きくなる逆の所得再分配効果がみられた。

また、第二の応用例として、6 段階ある所得税の限界税率を 1%ポイント引き上げたときの増収額と給与所得者 1 人あたりの負担額を試算した。第 1 限界税率は、もっとも税収調達能力が高いが、ほとんどの給与階級に負担増を強いる。高所得層に負担増を限定するならば、高い限界税率の引き上げが妥当だが、税収調達能力が低くなるジレンマがある。

今後の課題は多い。たとえば、本稿の新アプローチを用いれば、他の政策シミュレーションを実施できる。本稿では、単年度の分析しか行わなかったが、過去データへの遡及を実施することで、過去の税収の変動がどのような要因によって生じているかを特定することができるだろう。さらに、申告所得税への適用がある。国税庁『申告所得税標本調査結果』に本稿の新アプローチを適用すれば可能だと考えられる。

これらに関しては、今後の課題としたい。

#### 参考文献

- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里 [1999] 日本の所得課税を振り返る（『フィナンシャル・レビュー』第 50 号）
- 上村敏之 [2008] 所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から（『会計検査研究』第 38 号）
- 上村敏之 [2010] 地方税における租税特別措置の改革：アメリカ地方政府の租税支出レポートの現状を踏まえて（『関西学院大学産研論集』第 37 号）
- 上村敏之 [2012] 所得税の税収構造の要因分解による実証分析：所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算（APIR Discussion Paper Series No.24）
- 上村敏之・青木孝浩 [2009] 『アメリカ連邦政府と地方政府における租税支出レポートの現状と日本財政への適用に関する考察』平成 20 年度海外行政実態調査報告書、会計検査院。
- 鈴木善充 [2011] 消費税における益税の推計（『会計検査研究』第 43 号）
- 橋本恭之 [2002] 消費税の益税とその対策（『税研』Vol.18, No.2）



橋本恭之・呉善充 [2008] 税収の将来推計 (RIETI ディスカッション・ペーパー 08-J-033)

林宏昭 [1995] 『租税政策の計量分析：家計間・地域間の負担配分』日本評論社

日高政浩 [2011] 日本の租税支出の推計 (『大阪学院大学経済論集』第 25 巻第 1 号)

望月正光・野村容康・深江敬志 [2010] 『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社

森信茂樹・前川聡子 [2001] わが国所得課税ベースのマクロ推計 (『フィナンシャル・レビュー』第 57 号)